三条市かわまち交流拠点施設指定管理者募集要項

三条市かわまち交流拠点施設の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、三条市都市公園条例（平成17年三条市条例第154号。以下「条例」という。）第２条の20の規定により、施設の管理に関する業務を行う指定管理者の募集を行います。

１　施設の概要

(1)　施設の名称

三条市かわまち交流拠点施設

(2)　設置目的

水辺の賑わい及び憩いの場を提供することにより、地域間交流の促進を図るとともに、水害の疑似体験等を通じた学習の場を提供することにより、水害に対する防災意識の啓発を図るため、三条市かわまち交流拠点施設を設置する。

(3)　所在地

三条市上須頃167番地１

(4)　施設規模　　別紙施設見取図のとおり

ア　観光情報提供施設及び防災啓発施設

敷地面積　1,589.13㎡

鉄骨造２階建　延床面積　411.53㎡

１階　男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ（24時間利用可能）
水防倉庫、事務室

２階　男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ
展示ホール、会議室

イ　災害対策車両庫

鉄骨造２階建　２階延床面積　126.15㎡

休憩室、洗濯室、仮眠室

ウ　広場　敷地面積　約40,000㎡

（駐車場　約300台　芝生広場（せせらぎ水路、かまどベンチ、バスケットゴール含む。））

エ　進入路　4,420㎡　　園路　1,160㎡　　階段88㎡

オ　洗い流し場　一式

(5)　利用状況

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
73,652人	22,805人	24,433人	50,935人

２　管理の基準

(1)　開館時間、休館日

ア　開館時間　午前９時から午後５時まで

１階の各種トイレは 24 時間利用可能

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更することができます。

イ　休 館 日　12 月 29 日から１月３日まで

ただし、指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更することができます。

(2) 施設使用条件等の基準（使用条件の変更、使用の停止、使用許可の取消し等）

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用を取り消し、若しくは変更し、又は使用を中止させることができます。

ア　使用者が条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

イ　指定管理者の指示した事項に違反したとき。

ウ　その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

(3) 使用料及び利用料金

ア　かわまち交流拠点施設の使用者は、その使途に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に収めます。

イ　指定管理者は、利用料金及び運営協力金をその収入として収受します。

ウ　利用料金は三条市都市公園条例に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めます。

３　業務の範囲

詳細は別紙仕様書のとおり

(1)　施設の設置目的を達成するために必要な業務

(2)　施設及び設備等の維持管理に関する業務

(3)　前項目に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

４　応募資格

指定管理者の申請を行う者は、次に掲げる資格を満たすことが必要です。

(1)　団体であること。(法人格の有無は問いませんが、個人での応募は認められません。グループでの応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。)

(2)　三条市内に本社、営業所等を有すること。

(3)　次のいずれかに該当する団体又はその代表者は、応募することはできま

せん。

ア　地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の４の規定に該当する者

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体

ウ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続をしている法人

エ　最近３年間において、市税、法人税又は消費税･地方消費税を滞納している者

オ　応募書類提出時点において、三条市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者

カ　主催者又は本指定管理候補者の選定を行う選定委員及びその家族の属する団体等

キ　その他法令に違反する等、公の施設を管理する団体としてふさわしくない者

５　応募方法

(1)　応募書類

ア　指定管理者指定申請書（様式第１号）

イ　定款、寄附行為、規約その他これに類する書類（写）

ウ　登記事項証明書（全部事項証明書）（法人のみ必要。申請書提出時の３か月以内のものに限ります。）

エ　納税証明書（課税対象団体のみ。申請書提出時の３か月以内のものに限ります。）

オ　団体の経営状況を証明する書類

（ア）　法人

直近２か年間の財産諸表、貸借対照表、損益計算書（又は収支計算書)、財産目録、事業報告書

（イ）　その他の団体

上記に準ずる書類

カ　共同事業体構成表（様式１号の２）：共同事業体のみ

キ　事業計画書（様式第２号）

ク　収支予算書（様式第３号）

ケ　団体の概要書（様式第４号）

コ　その他（自主事業提案書（様式第５号）等）

(2)　応募期間

令和５年 10 月４日（水）から令和５年 10 月 13 日(金)までの土、日、祝

日を除く毎日、午前９時から午後５時までに応募ください。

(3)　提出場所

〒955－8686

三条市旭町二丁目３番１号

三条市建設部建設課建設管理係

電　話　0256－34－5713

ＦＡＸ　0256－32－6677

e-mail　kensetu@city.sanjo.niigata.jp

(4)　提出部数、提出方法

提出部数は、15 部（正１部、副 14 部（副は複写可））とします。持参又は書留郵便にしてください。ただし、持参の場合は土、日、祝日及び夜間は受け付けません。

(5)　質問等について

ア　提出方法

質問は、別紙の質問書により、郵便、FAX、又は電子メールで提出してください。電話による問合せは受け付けません。

イ　提出期間

令和５年 10 月６日（金）午後５時まで必着とします。

ウ　回答方法

質問者に郵送等で行うとともに、本市のホームページ及び申請書類の提出場所で公表します。なお、質問の回答は本要項の追加又は修正とみなします。

6　選定方法について

(1)　候補者の選定

提出された書類を整理し、三条市外部委託等審査委員会に付議し、審査及び選定します。

(2)　選定結果の通知等

ア　選定結果の通知は、応募団体全員に文書により通知するとともに、ホームページ等で公表します。（令和５年 12 月頃を予定）

イ　指定管理者の指定は、候補者選定後、議会の議決を経て指定されます。

(3)　選定の基準

申請書に記載した各項目が審査の基準となります。記載した内容を所管課において調書にまとめ、外部委託等審査委員会の資料とします。

(4)　計画書のヒアリング等

計画書の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。その際は、別途連絡します。

7　指定期間

令和６年４月１日から令和 11 年３月 31 日までとします。ただし、期間内において管理を継続することが適当でないと市長が認めるときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の事務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

8　指定管理料

(1)　指定管理業務に係る経費は、収支予算書において提示のあった金額を参考に積算し、年度毎に指定管理者と市が協議の上、予算の範囲内において定め、毎年度締結する年度協定において明記するものとします。

指定期間中の委託料上限額（概算額）77,460,000 円

(2)　支払方法

毎年度（４月１日から翌年３月 31 日まで）ごとに、指定管理者が指定した口座に振り込みます。なお、支払い時期等については、市と協議の上、決定します。

(3)　経理の区分

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類を設けるとともに、収入及び経費については団体自身の口座とは別の口座で管理することになります。

(4)　積算基礎に含まれている経費

人件費及び一般経費（消耗品費、光熱水費、電話使用料及び設備保守点検料等）

(5)　電力自由化に伴う電力供給について電力会社と契約を締結した場合は、その契約に基づく契約単価で電気使用量を計算することとし、この結果今回算定した指定管理料を改定する場合があります。

(6)　個別経費の取扱い

修繕及び施設整備については、市との協議事項とします。

(7)　消費税の取扱い

指定管理料には、消費税及び地方税その他一切の経費を含むこととします。消費税については、すべての期間において 10％での積算としてください。

ただし、指定期間中に税率の改正があった場合には、その税率に基づくものとします。

9　協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は市と協議の上、協定を締結します。協定については、指定期間全体を対象とする事項は基本協定で定め、年度毎に変

動する事項は年度協定で定めます。

10　業務の準備

指定管理者は、指定管理者の指定から協定発効までの間、業務の習得、必要書類の作成及び各種印刷物の作成等、指定管理業務を行うための準備を十分に行うものとし、その費用は、すべて指定管理者として指定された団体の負担とします。

11　その他

(1)　提出書類の変更

提出書類の変更は、軽微な錯誤による訂正などを除き、認めません。

(2)　提出書類の取扱い

提出書類は、理由のいかんに関わらず返却しませんので、御了承ください。

(3)　提出書類の公開

提出書類は、三条市情報公開条例に基づく情報公開の対象となり、請求があった場合は公開することとなりますので、御了承ください。

(4)　申請の辞退

申請後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(5)　費用負担

申請に関して必要となる費用については、申請者の負担とします。